

大学院生（日本学生支援機構 第一種奨学生貸与者）へのお知らせです。

平成 22 年 12 月 14 日

日本学生支援機構 大学院第一種奨学生
平成 22 年度貸与終了（予定）者 各位

学務部学生支援課

日本学生支援機構奨学生
「特に優れた業績による返還免除」のお知らせ

平成 16 年度以降の大学院第一種奨学生採用者は、「特に優れた業績による返還免除」制度の対象となります。免除申請希望者は申請要領等を参照の上、申請書類を提出して下さい。

なお、対象者には後日、各個人宛に申請書類一式を配付いたします。

また、今後、辞退や退学等により今年度中に貸与が終了する者も、申請の対象者となります。
対象者の有無を正確に把握するために異動願の提出が必要となりますので、該当者は学務部学生支援課までご連絡ください。

既に貸与終了が確定している者は、別途学生支援課の案内による提出期限に従って下さい。

日本学術振興会特別研究員に採用（内定）予定の場合、奨学生辞退により対象となることがあります。特にご注意ください。

～「特に優れた業績による返還免除」制度について（参考）～

平成 16 年度以降に採用された大学院第一種奨学生で、当該年度中に貸与が終了する者（辞退等も含む）のうち、在籍中に自分の専攻分野において特に優れた業績をあげた者が対象となります。（半額または全額免除）

申請書類は学務部学生支援課より各個人宛に配付します。

日本学生支援機構が定める評価基準に基づき、大学の選考を経て、日本学生支援機構が決定を行います。

結果については、平成 23 年 6 月中旬以降に日本学生支援機構より各個人宛に通知予定です。

免除者には「認定結果のお知らせ」が、非免除者には「返還開始のお知らせ」が通知されます。
（結果について大学からは通知しません）

教育・研究職に就いたことによる返還免除制度は、平成 15 年度採用者までが対象となります。日本学生支援機構奨学生は「貸与」であり、修了または退学後は返済する義務があります。全額免除となるのはごく一部の対象者であり、多くの方は返済していくこととなります。ご承知おきください。

返還誓約書（借用証書）を提出しなかった場合、返還猶予や免除の適用対象から除外されます。

学務部学生支援課 TEL 03-5803-5078
FAX 03-5803-0105